

# 食品安全情報（化学物質） No. 23/ 2010 (2010. 11. 04)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部  
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

## 目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

### 【EC】

1. 委員会は EU における食品生産にクローン動物の使用を一時的に中止することに賛成
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

### 【EFSA】

1. EFSA はさらに 808 の健康強調表示について助言を発表
2. Clinacox® 0.5% (ジクラズリル) のホロホロ鳥への安全性と有効性に関する科学的意見
3. Biosprint® (出芽酵母) の子豚への安全性と有効性に関する科学的意見
4. 産卵鶏用飼料添加物としての Bactocell PA 10 (*Pediococcus acidilactici*) についての科学的意見
5. Calsporin® (枯草菌) の安全性と有効性についての科学的意見
6. 肥育における枯草菌 PB6 とコクシジウム抑制剤との適合性
7. 鶏やシチメンチョウ肥育、産卵鶏、子豚、肥育用豚、雌豚用飼料添加物としての Ronozyme® P (6-フィターゼ) に関する科学的意見
8. 食品と接触する物質としての N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)ドデカンアミドの安全性評価
9. 食品添加物としてのカンタキサンチンの再評価に関する科学的意見
10. ヒト食用魚油についての科学的意見 酸敗臭を含む食品衛生
11. 第 15 回科学会議：EFSA は新興リスク対策の進行状況を共有
12. 食品や飼料中の新興リスク早期検出のためのシステムの開発と導入

### 【FSA】

1. 食品法ガイド発行
2. 気候変動研究発表

### 【MHRA】

1. プレスリリース：無許可ハーブ Payouji 茶と Pai You Guo 痩身カプセルに警告

### 【COT】

1. 2010 年 11 月 2 日の議題とペーパー

### 【BfR】

1. 異なる関係者の視点からのリスクとハザードのコミュニケーション

### 【RIVM】

1. 遺伝子組換え植物が発現するタンパク質の環境リスク評価：化学農薬の標準試験が適用できるかどうか

### 【ANSES】

1. 「二日酔い防止」ドリンク：宣伝されている主張に科学的根拠はない

### 【FDA】

1. FDA は消費者安全性警告を発表 Hyland's 生菌錠剤は子どもにリスクとなる可能性がある
2. FDA は小売り食品安全対策を強化
3. アボットの乳児用調製粉乳のリコールについて更新
4. 消費者助言：ブラックリコリスは一部の人にとって危険
5. NOAA と FDA は湾シーフードの分散剤検査を発表
6. 2008 年度 残留農薬モニタリング

#### 【FTC】

1. FTC はダイエタリーサプリメントで糖尿病の予防や治療ができるというインチキの宣伝をしていた業者を告発
2. 控訴裁判所は Supreme Greens とコーラルカルシウム（珊瑚カルシウム）ダイエタリーサプリメントの販売業者に詐欺的広告の罰金 4,820 万ドルを支払う要求を支持

#### 【FSANZ】

1. ファクトシート 食品中ヨウ素
2. シブトラミンが含まれる製品リコール

#### 【NZFSA】

1. 生鮮食品に残留物質があるのは驚くべきことではない
2. 作物をきれいに保つ

#### 【香港政府ニュース】

1. 上海蟹は安全性検査に合格

#### 【KFDA】

1. 紅参を入れなかったにせ物 '紅参キャンディー' 摘発
2. 不法ダイエット製品製造・販売者摘発

#### 【AVA】

1. 中国とマレーシア産ビスケットの販売について説明

#### 【その他】

- ・ 食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・ (EurekAlert) 妊娠中に魚油サプリメントを使うことのベネフィットは研究により否定された
- ・ (EurekAlert) 相当量のフッ素摂取は軽いフッ素症になる可能性を増やす

---

#### ● 欧州委員会 (EC) [http://ec.europa.eu/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/index_en.htm)

1. 委員会は EU における食品生産にクローン動物の使用を一時的に中止することに賛成  
Commission favours temporary suspension of animal cloning for food production in the EU

Brussels, 19 October 2010

[http://ec.europa.eu/dgs/health\\_consumer/docs/20101019\\_ip\\_ec\\_cloning\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/dgs/health_consumer/docs/20101019_ip_ec_cloning_en.pdf)

欧州委員会は EU における食品生産にクローン動物を使用することを一時的に中止する意向を発表した。委員会は、流通についても一時的に中止する計画である。この措置は 5 年後に見直す予定である。クローン用の試料の輸入については、トレーサビリティシステムの構築を想定している。このシステムは、農場や業界が、これらの試料から発生する動物についてのデータベースを構築できるようにする。

委員会は、食品生産に関連するクローン技術を評価し、現在の法的枠組みと照らし合わせて検討している。この取り組みでは、動物福祉の問題とし、クローンの倫理面を考慮している。動物の福祉と倫理上の懸念はあるものの、食品安全上の問題があるという科学的根拠はないことを示している。

## 2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

[http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff\\_portal\\_database\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm)

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2010年第42週～第43週の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

### 警報通知 (Alert Notifications)

中国産台所用品からの一級芳香族アミンの溶出 (アニリン 0.2 mg/kg)、中国産装飾カップからのカドミウム (2.58、2.10、2.13、1.95 mg/個) 及び鉛 (38.8、33.5、30.4、28.4 mg/個) の溶出、タイ産ツナ缶詰のヒスタミン (16.7、14、12、19、347、35、9、9 mg/kg)、中国産米粉の未承認遺伝子組換え (KeFeng6)、タイ産台所用品からのホルムアルデヒド (20.1 mg/dm<sup>2</sup>) 及びメラミン (40.35 mg/dm<sup>2</sup>) の溶出、フランス産大豆飲料の高いアルカリ性 (pH=12.5)、ポーランド産ニシンマリネのヒスタミン 220.6～257.55 mg/kg、ブルガリア産キノコに毒キノコ (タマゴテングタケ) の存在など。

### 情報通知 (Information Notifications)

トルコ産ブドウのメソミル (0.069、0.077 mg/kg)、米国産サプリメントの成長ホルモン放出ペプチド、米国産サプリメントのエフェドリン、フィリピン産醤油の 3-MCPD (0.29 mg/kg)、イタリア産プラスチック飲料ボトルからの 2-ヒドロキシ-2-メチルプロピオフェノン (265 µg/L) と 1-フェニル-2-ブタノン (166 µg/L) と未同定色素の溶出、インド産唐辛子のトリアゾホス (7.03、8.10 mg/kg)、コスタリカ産マグロの一酸化炭素処理 (2.5 mg/kg)、モルジブ産真空パックキハダマグロ切り身のヒスタミン (447 mg/kg)、モロッコ産サーデイン缶詰のヒスタミン (257 mg/kg)、インド産エビのクロラムフェニコール (>mrpl microg/kg)、トルコ産装飾ガラスからのカドミウム (0.091～0.105 mg/個) 及び鉛 (24.2～29.3 mg/個) の溶出、エジプト産ザクロのメソミル (0.078 mg/kg)、中国産黒いナイロンスプーンからの一級芳香族アミン (1.23 mg/kg) の溶出、中国産乾燥オーガニックココの実のアセタミプリド (1.6、1.5、1.7 mg/kg)、ドイツ産オーガニックサラミのヒスタミン (168 mg/kg)、中国産乾燥キノコに各種毒キノコ (テングタケやホウキタケ)、米国産スポーツマン用サプリメントの多すぎる色素含量合計 (インディゴカーミン 309 mg/kg、ブリアントブルーFCF 355 mg/kg) など。

### 通関拒否通知 (Border Rejections)

ベトナム産冷凍カエル脚の未承認照射、中国産スチールフライヤーからのニッケルの溶出 (1.35 mg/kg)、トルコ産乾燥アプリコットの亜硫酸 (2027 mg/kg)、トルコ産チルドドルマペッパーのメソミル (0.12 mg/kg)、ドミニカ共和国産ササゲのメソミル (0.07 mg/kg)、中国産痩身用サプリメントの未承認新規食品フーディア、ブラジル産冷凍牛肉のイベルメクチン (58.3 µg/kg)、ロシア産炭酸水の亜硝酸 (3.97、0.96 mg/L)、ドミニカ共和国産ササゲのメソミル (0.36 mg/kg) 及びピテルタノール (0.14 mg/kg)、カナダ産サプリメント

の未承認成分ノコギリヤシ、中国産冷凍ティラピアの一酸化炭素処理 (38.4  $\mu$  g/kg)、ブラジル産冷凍挽肉のイベルメクチン (20  $\mu$  g/kg)、米国産甘味料の未承認新規食品ステビア、インド産ブラックタイガーエビのニトロフラン代謝物、タイ産生鮮バジルのカルベンダジム (0.7 mg/kg) 及びジメトエート (0.048 mg/kg)、タイ産ササゲのインドキサカルブ (0.11 mg/kg)、ウクライナ産ウォッカのコハク酸、米国産サプリメントの未承認物質モリブデンアミノ酸キレート、中国産ステンレススチールナイフからのクロム (0.61 mg/dm<sup>2</sup>) とニッケル (<0.01 mg/dm<sup>2</sup>) の溶出と総溶出量超過 (8 mg/dm<sup>2</sup>)、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国産ロングホワイトペッパーのメソミル (0.061 mg/kg)、中国産冷凍ゴマ団子の未承認遺伝子組換え米 (BT63) など。

その他アフラトキシン等多数

---

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

[http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa\\_locale-1178620753812\\_home.htm](http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm)

1. EFSA はさらに 808 の健康強調表示について助言を発表

EFSA delivers advice on further 808 health claims

19 October 2010

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/nda101019.htm>

NDA パネル (食品・栄養・アレルギーに関する科学パネル) は、これまで 4,637 の健康強調表示リストのうち 1,745 について評価している。EFSA は一般機能 (general function) の健康栄養表示に関する評価 (植物以外) を 2011 年 6 月末までに終了する予定である。

\*参考: 今回発表された健康強調表示に関する科学的意見のうちいくつかは、本号の食品安全情報 (化学物質) の別添に紹介した。

2. Clinacox® 0.5% (ジクラズリル) のホロホロ鳥への安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Clinacox® 0.5% (diclazuril) for guinea fowl

20 October 2010

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1866.htm>

ニワトリに対しては既に意見を発表しており、ホロホロ鳥への適用拡大が申請された。FEEDAP パネル (飼料添加物に関する科学パネル) は、ホロホロ鳥へ Clinacox® 0.5% を 1 (0.9~1.1) mg diclazuril/kg 飼料で与えた場合の安全性と有効性が確認されたとしている。

3. Biosprint® (出芽酵母) の子豚への安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Biosprint® (*Saccharomyces cerevisiae*)

for piglets

20 October 2010

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1864.htm>

FEEDAP パネルは、Biosprint® を子豚用の飼料添加物として使用した場合の安全性と有効性に関する科学的意見を公表した。安全性についてはすでに評価済みであるため、再評価の必要性はない。有効性については、有効である可能性があるとしている。

#### 4. 産卵鶏用飼料添加物としての Bactocell PA 10 (*Pediococcus acidilactici*) についての科学的意見

Scientific Opinion on Bactocell PA 10 (*Pediococcus acidilactici*) as a feed additive for laying hens

20 October 2010

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1865.htm>

FEEDAP パネルは、Bactocell PA 10 を産卵鶏用飼料添加物として使用した場合の安全性と有効性に関する科学的意見を公表した。安全性についてはすでに評価済みであるため、再評価の必要性はない。有効性については、有効である可能性があるとしている。

#### 5. Calsporin® (枯草菌)の安全性と有効性についての科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Calsporin® (*Bacillus subtilis*) for turkeys for fattening, ducks, geese, pigeons and other game birds for meat production, ducks, geese, pigeons, game birds, ornamental and sporting birds for rearing to point of lay, turkeys reared for breeding and chickens reared for laying

20 October 2010

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1867.htm>

FEEDAP パネルは、鶏、七面鳥及び他のまれな家禽類に対する Calsporin®の安全性と有効性に関する科学的意見を公表した。パネルは、鶏とシチメンチョウで有効性が確立されており、その作用メカニズムはアヒルやガチョウ、鳩、狩猟用鳥、観賞用鳥などでも同じであると想定できると結論した。

#### 6. 肥育における枯草菌 PB6 とコクシジウム抑制剤との適合性

Scientific Opinion on the compatibility of *Bacillus subtilis* PB6 with coccidiostats in chickens for fattening

20 October 2010

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1863.htm>

FEEDAP パネルは、肥育における枯草菌 PB6 とコクシジウム抑制剤との適合性に関する科学的意見を公表した。パネルは、肥育用飼料に添加した場合に枯草菌 PB6 は、マデュラマイシンアンモニウム、モネンシンナトリウム、ナラシン、ロベニジン塩酸と適合すると

結論した。

#### 7. 鶏やシチメンチョウ肥育、産卵鶏、子豚、肥育用豚、雌豚用飼料添加物としての Ronozyme® P (6-フィターゼ)に関する科学的意見

Scientific Opinion on Ronozyme® P (6-phytase) as feed additive for chickens and turkeys for fattening, laying hens, and piglets (weaned), pigs for fattening and sows (poultry and pigs)

26 October 2010

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1862.htm>

FEEDAP パネルは、鶏やシチメンチョウ肥育、産卵鶏、子豚、肥育用豚、雌豚用飼料添加物としての Ronozyme® P の有効性と安全性は示されていると結論した。

#### 8. 食品と接触する物質としての N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)ドデカンアミドの安全性評価

Scientific Opinion on the safety evaluation of the substance

N,N-bis(2-hydroxyethyl)dodecanamide, CAS No. 120-40-1, for use in food contact materials

22 October 2010

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1837.htm>

CEF パネル（食品と接触する物質・酵素・香料及び加工助剤に関する科学パネル）は、食品への溶出が 5mg/kg 食品以下、プラスチックに残留するジエタノールアミンの溶出が 0.3 mg/kg 食品を超えなければ、消費者への安全上の懸念はないと結論した。

#### 9. 食品添加物としてのカンタキサンチンの再評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the re-evaluation of canthaxanthin (E 161 g) as a food additive

22 October 2010

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1852.htm>

カンタキサンチンは、主にオールトランス β-カロテン-4,4'-ジオンに他にマイナーカロテノイドを含むカロテノイド色素である。EU では食品添加物として認可されているが、食品への使用はソーセージ（通称：saucisse de Strasbourg）で 15 mg/kg に限られている。飼料用にも認められている。現在食品添加物として使用されているカンタキサンチンは合成品であり、EU 規格はそれに従って改訂されるべきである。

JECFA や SCF の先の評価では ADI 0.03 mg/kg 体重/日が設定されており、1999 年以降いくつかの新しい試験が発表されている。ANC パネル（食品添加物及び食品に添加される栄養源に関する科学パネル）は、結果的にこれまでの評価と同様 ADI 0.03 mg/kg 体重/日を導き出した。暴露量は ADI を超えないと考えられる。

## 10. ヒト食用魚油についての科学的意見 酸敗臭を含む食品衛生

Scientific Opinion on Fish Oil for Human Consumption. Food Hygiene, including Rancidity

26 October 2010

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1874.htm>

魚油がヒト食用になるかどうかの最も信頼できる方法は官能試験である。ペルオキシドの測定やアニシジン価は化学的方法としては信頼できるが、特定の化合物との定量関連は不明で許容値などが設定できない。さらに精製魚油由来の個々の酸化産物のヒト健康影響に関する包括的情報がない。

## 11. 第15回科学会議：EFSAは新興リスク対策の進行状況を共有

15th Scientific Colloquium: EFSA shares progress on its work on emerging risks

29 October 2010

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/emrisk101029.htm>

EFSAの科学者は10月12～13日に新興リスクに関する会議を開催し、食品のサプライチェーンに関連する新興リスク同定のための方法論的枠組みについて検討した。会議には米国やオーストラリア・ニュージーランドを含む関係29か国から100人以上の専門家が参加した。

## 12. 食品や飼料中の新興リスク早期検出のためのシステムの開発と導入

Development and implementation of a system for the early identification of emerging risks in food and feed

29 October 2010

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1888.htm>

これまで最初のステップであるデータモニタリングは実施中である。主な情報源はRASFF、メディアと貿易データである。それに加えて科学文献も注視している。次のステップである新興リスク同定プロセス、すなわちフィルタリングとコミュニケーションが速やかに確立されるべきである。

---

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

### 1. 食品法ガイド発行

Food law guide published

Tuesday 19 October 2010

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2010/oct/flg>

FSAは食品法についてのクイックチェックガイドを発行した。3ヶ月毎に更新される。

このガイドは英国（UK）の全ての食品法を網羅している。UKのうち連合国1カ国で適用される規制については、他の連合国の同等の規制について詳細を紹介する。

## 2. 気候変動研究発表

Climate change study published

Thursday 21 October 2010

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2010/oct/climatechange>

FSA は、英国の食糧政策における気候変動の影響についての報告書を発表した。これは、イースト・アングリア大学が、食品の安全及び栄養などへ気候変動が与える影響を調査したものである。このレビューは、気候変動に適応した農法が採用されること及び生産者が変わることにより食糧リスクの予測不可能性が増加することを示唆している。食中毒頻度も変わる可能性がある。しかしながら、そのような変化を検出し、対応するメカニズムがあることも報告している。

\* 報告書

X02001 : Food and climate change: A review of the effects of climate change on food within the remit of the Food Standards Agency

<http://www.food.gov.uk/science/research/supportingresearch/strategievidenceprogramme/strategievidenceprogramme/x02projlist/x02001/>

---

● 英国医薬品・医療製品規制庁（MHRA : Medicines and Healthcare products Regulatory Agency）<http://www.mhra.gov.uk/>

### 1. プレスリリース：無許可ハーブ Payouji 茶と Pai You Guo 痩身カプセルに警告

Press release: Warning over unlicensed herbal Payouji tea and Pai You Guo Slim Capsules

Wednesday 20 October 2010

<http://www.mhra.gov.uk/NewsCentre/Pressreleases/CON096957>

MHRA は、無許可の Payouji 茶と Pai You Guo 痩身カプセルには有害作用の可能性が懸念されるため、使用することの危険性について警告する。これらのハーブ製品は痩身用と宣伝されているが、表示されていないシブトラミンを含むことが確認されている。シブトラミンは EU で安全性の観点から使用中止になったもので、シブトラミンを含む製品は公衆衛生上有害であるとみなされる。これらの製品を使用している人は、使用を中止し、速やかに医療従事者へ相談する必要がある。

---

● 英国毒性委員会（COT : Committee on Toxicity of Chemicals in Food, Consumer



Products and the Environment)

<http://www.advisorybodies.doh.gov.uk/cot/index.htm>

## 1. 2010年11月2日の議題とペーパー

COT agenda and papers: 2 November 2010

<http://cot.food.gov.uk/cotmtgs/cotmeets/cotmeet2010/cotmeet2nov2010/cotagendapapers2nov10>

(一部抜粋)

### ・慢性の食事由来メタノール暴露

妊娠中のメタノール毒性に葉酸欠乏がどう関係するかとメタノールの慢性毒性について。メタノールの食事からの暴露源は主に野菜や果物である。遊離のメタノールまたは脂肪酸のメチルエステル、多糖類のメトキシ基から生じる。リンゴを1kg食べると500mgのメタノールが放出される。酒類はビールで96~321mg/L、ワインは96~321mg、蒸留酒は10~220mgであった。アスパルテーム由来のものは、ADI相当量を摂った場合で4mg/kg体重/日であり果物や野菜や酒類より少ない。アスパルテームで甘くした飲料とトマトジュースでは、トマトジュースの方が6倍メタノールが多い。人体の代謝からは1日あたり300~600mgのメタノールが生じる。毒性データは主に急性毒性で、最小致死量は0.3-1g/kg体重、眼の最小毒性用量は8gまたは133mg/kg bw であると考えられた。

- ・英国の食品中の混合ハロゲン化（塩素と臭素）ダイオキシン・フラン・ビフェニル
- ・フタル酸の食事暴露：トータルダイエットスタディ（TDS）データ

---

## ● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所（BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung）

<http://www.bfr.bund.de/>

### 1. 異なる関係者の視点からのリスクとハザードのコミュニケーション

Communication of Risk and Hazard from the Angle of Different Stakeholders

[http://www.bfr.bund.de/cm/238/communication\\_of\\_risk\\_and\\_hazard\\_from\\_the\\_angle\\_of\\_different\\_stakeholders.pdf](http://www.bfr.bund.de/cm/238/communication_of_risk_and_hazard_from_the_angle_of_different_stakeholders.pdf)

BfR はリスクコミュニケーションに参加する法的権限がある。その役割の1つは、リスクコミュニケーションに重要な鍵となる、リスク評価の結果にもとづいた「リスク」と「ハザード」という用語を明確に理解させること及び使用させることである。

本報告書は、2006年7月~2007年6月に実施された「リスク及びハザードのコミュニケーション」プロジェクトに関する最終報告書にもとづいている。このプロジェクトは、様々な利害関係者（stakeholders）とのリスクコミュニケーションにおいて、「リスク」と「ハザード」の言葉がどのように理解及び使用されているか、リスクコミュニケーションを成功させるために推奨される措置及び実施可能な措置は何かを検討することが目的であ

る。調査では、関連文献の調査や専門家への聞き取りなどを実施した。

その結果、様々な利害関係者とのリスクコミュニケーションにおいて、「リスク」と「ハザード」の 2 つの用語はしばしば同じ意味で使用され違いが明確にされていない、利害関係者の立場によって理解や使い方が異なる、同じことを意味していても使う用語が異なることなどが指摘された。リスクコミュニケーションを成功させるために薦められる今後の BfR の取り組みとして、リスク概念が異なることを考慮に入れること、BfR と利害関係者がともにコミュニケーションスキルをみがくこと、双方向的にコミュニケーションできるグループを定めてより大規模な一般へのリスクコミュニケーションへの糸口にすること、透明性と協調性をもつことなどが提案された。

---

●オランダ RIVM (国立公衆衛生環境研究所 : National Institute for Public Health and the Environment)

<http://www.rivm.nl/en/>

#### 1. 遺伝子組換え植物が発現するタンパク質の環境リスク評価 : 化学農薬の標準試験が適用できるかどうか

Environmental risk assessment of proteins expressed by genetically modified plants : Applicability of standard tests used for chemical pesticides

2010-10-19

<http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/601787002.html>

害虫や病原体に抵抗性をもたせるために GM 植物が発現するタンパク質の環境影響評価に通常の評価が適用できるかどうか検討した。ケーススタディとして、GM テンサイの作るキチナーゼ、GM ジャガイモの作る GNA レクチン、グリホサート耐性菜種の作る EPSP シンターゼを取り上げた。

---

●フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

[http://www.afsset.fr/index\\_2010.php](http://www.afsset.fr/index_2010.php)

#### 1. 「二日酔い防止」ドリンク : 宣伝されている主張に科学的根拠はない

"Anti-hangover" drink: no scientific basis for alleged claims

21 October 2010

<http://www.afssa.fr/PMEC00F7I0.htm>

2010 年 7 月、ANSES は DGCCRF から血中アルコール濃度減少速度を速くして飲み過

ぎによる有害影響を和らげると主張する飲料の科学的妥当性について諮問された。

ANSES はこれらの飲料を販売している企業が提出した研究結果を評価した。製品の組成は明確ではなく方法も不適切で統計学的検定も間違っている。方法論的問題の他に、観察されている血中アルコール濃度の減少はあまりにも小さく生物学的に意味がない。さらに ANSES は果糖やビタミン C の血中アルコール濃度への影響に関する既存のデータをまとめた。結果としてこれらによる影響があるという結論は導き出せない。

こうしたことから ANSES は製品の宣伝内容は科学的根拠が無く認められないと考える。さらに ANSES はアルコールによる有害影響は血中アルコール濃度がほぼゼロにならないと無くならないため、血中アルコール濃度を下げるという宣伝文句は消費者に間違った安心感を与えることでリスクとなると述べた。

\*意見（英語）：OPINION of the French Agency for Food, Environmental and Occupational Health & Safety regarding the assessment of the claimed effects of a beverage

<http://www.afssa.fr/Documents/NUT2010sa0164EN.pdf>

---

●米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）<http://www.fda.gov/>,

## 1. FDA は消費者安全性警告を発表 Hyland's 生歯錠剤は子どもにリスクとなる可能性がある

FDA Issues Consumer Safety Alert

Hyland's Teething Tablets may pose a risk to children

Oct. 23, 2010

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm230761.htm>

FDA は消費者に対し、Hyland's Teething 錠剤が子どもにリスクとなる可能性があるとして警告する。FDA は、消費者がこの製品を使用しないよう、所有している場合は廃棄することを薦める。

Hyland's Teething Tablets は微量のベラドンナを含み、ベラドンナは大量に与えると重大な有害影響がある。このような製品においてはベラドンナの量は慎重にコントロールされなければならないが、FDA の検査により Hyland 生歯錠剤のベラドンナ量は均一でないことが確認されている。さらに FDA は、この製品を摂取した子どもにおいてベラドンナ中毒と思われる症状の重大な有害事象報告を複数受け取っている。また容器がチャイルドプルーフではなかったために、推奨量以上を食べた事例も報告されている。

Hyland's Teething 錠剤は、赤ちゃんの乳歯が生えかけの時のむずかりをなだめるためのホメオパシー製品として、小売店で OTC 製品として販売されている。FDA は、この製品の安全性や有効性を評価しておらず、子どもにとって何らかのベネフィットがあるという情報はない。さらに製造業者の視察を実施中であるが、製造工程の管理がずさんであるこ

とが示されている。FDA との相談の結果、Standard Homeopathic Company は製品の自主回収に合意した。

\*参考：当該製品の自主回収について、ヘルスカナダからもニュースが配信されている。

## 2. FDA は小売り食品安全対策を強化

*10年追跡報告書は改善の余地のある分野を明らかにする*

FDA heightens focus on retail food safety

*10-year tracking report highlights areas for improvement*

Oct. 22, 2010

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm230659.htm>

FDA は、小売段階での食品安全監視のための資格のある食品安全管理員 (food protection manager) の必要性について強調する。

FDA の傾向分析報告書では、1998 年、2003 年、2008 年に 5 つの食品リスク因子 (安全でない供給源からの食品、個人の衛生管理不十分、不適切調理、不適切保管、食品の表面や器具の汚染) について 800 以上の店舗を調査した。全体としてコンプライアンスは向上しているがまだ改善の余地はある。特に資格のある食品安全管理員がいることがコンプライアンスの高さと有意に相関していた。

\*報告書：FDA Trend Analysis Report on the Occurrence of Foodborne Illness Risk Factors in Selected Institutional Foodservice, Restaurant, and Retail Food Store Facility Types (1998-2008)

<http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/RetailFoodProtection/FoodborneIllnessandRiskFactorReduction/RetailFoodRiskFactorStudies/ucm223293.htm>

## 3. アボットの乳児用調製粉乳のリコールについて更新

Abbott Infant Formula Recall Update

October 26, 2010

<http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/Product-SpecificInformation/InfantFormula/AlertsSafetyInformation/ucm231056.htm>

問題の解決と再発防止計画が認められたため、新しい商品が市場に提供される。新しい商品とリコール対象商品の見分け方を図示している。

\*参考：食品安全情報 (化学物質) 2010 年 21 号 p16

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2010/foodinfo201021c.pdf>

アボットのミシガン州スタージスの工場で作られた乳児用調製粉乳 (ブランド名: Similac®) から昆虫の幼虫や成虫が確認されたとして、2010 年 9 月 23 日にリコールが出されていた。

## 4. 消費者助言：ブラックリコリスは一部の人にとって危険

## Consumer Advisory: Black Licorice Can Be A Dangerous Treat For Some

Page Last Updated: 10/27/2010

<http://www.fda.gov/Food/ResourcesForYou/Consumers/ucm231078.htm>

ブラックリコリスが食べたくてハロウィーンを楽しみに待っていますか？ブラックリコリス愛好家は食べ過ぎには重大な有害影響があることに注意するように。もしあなたが 40 歳以上で 1 日に 2 オンス（56g くらい）以上のブラックリコリスを 2 週間以上摂取すると不整脈のリスクがある。

最近ブラックリコリスの摂取による有害事象が FDA へ報告された。40 歳以上で一部は心疾患や高血圧の既往がある人における同様の有害事象が医学雑誌に多数報告されている。FDA の調査の結果、ブラックリコリスには天然由来のグリチルリチンが含まれており、それが腎臓からカリウムを放出させる可能性がある。1 日に 2 オンス以上のブラックリコリスを長期間（2 週間以上）摂取するとカリウム濃度が危険なほど低くなり、一部の人に不整脈や高血圧、浮腫、倦怠感、鬱血性心不全を誘発する可能性がある。

摂取を止めれば、通常カリウム濃度は持続的に有害影響が見られない状態へと回復する。もしブラックリコリスを摂取して不整脈や筋力低下などを感じたら、直ちに摂取を中止して医師に相談すること。FDA は、年齢や健康状態にかかわらず、全ての消費者に対してブラックリコリスを一度に大量に食べるのは避けるよう助言する。

## 5. NOAA と FDA は湾シーフードの分散剤検査を発表

NOAA and FDA announce chemical test for dispersant in Gulf seafood

October 29, 2010

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm231653.htm>

—全ての検体は安全閾値以下—

NOAA と FDA は Deepwater Horizon-BP 重油流出事故で使用された分散剤の魚やカキ、カニ、エビでの化学検査法を開発し使用している。分散剤に使用された化学物質が痕跡程度に検出されるのは普通である。新しい 2 番目の検査では 1,735 のサンプルを検査し、そのうちわずか（1735 件中 13）のみから痕跡程度の残留分散剤が検出され、それらの濃度は安全閾値（魚で 100 ppm、エビ、カニ、カキで 500 ppm）より十分低かった。

新しい検査で検出されるのはジオクチルスルホコハク酸ナトリウム（DOSS）で、分散剤の主要成分であるが各種家庭用製品や OTC 医薬品にも低濃度使用が認められている。DOSS は魚に蓄積することはない。

## 6. 2008 年度 残留農薬モニタリング

Pesticide Monitoring Program FY 2008

10/27/2010

<http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/FoodContaminantsAdulteration/Pesticides/ResidueMonitoringReports/ucm228867.htm>

FDA の残留農薬モニタリングの結果をまとめた 20 番目の報告書である。本報告は、2008 年度（2007 年 10 月 1 日～2008 年 9 月 30 日）に得られたモニタリング結果及びトータルダイエットスタディ（TDS）の知見を併せたものである。全体として、この年もそれまでと同様に、米国の食品中の残留農薬レベルは EPA の定めた使用基準耐容量を順守していた。

規制モニタリング（regulatory monitoring）では 5,053 検体が検査され、そのうち 1,398 検体が国産品（204 品目）、3,655 検体が 93 カ国からの輸入品（647 品目）であった。対象農薬は全部で 473 種であった。FY 2008 での国産品の違反率は 0.9%、輸入品は 4.7%とこれまでと同様の結果だった。輸入品で特に違反率が高かった作物（20 検体以上検査して少なくとも 3 検体が違反、又は違反率が 10%以上のもの）は、カバカバ、ピーマン(capsicums)、バジル、朝鮮人参、ペピーノ、パパイヤ、緑茶、唐辛子、サヤエンドウであり、輸出国は台湾、ガテマラ、エクアドルであった。規制モニタリングの一環として、規制モニタリングに含まれないもの、フォローアップが必要なものなどを短期間に集中的にサンプリングしており（focused sampling）、FY 2008 では輸入品のダイエタリーサプリメント及び農薬などの資源植物を対象に実施した。違反が確認されたのは、カナダ産のセントジョーンズワート抽出物、豪州産のエキナセア錠剤、中国産緑茶及びトウサン（*Codonopsis tangshen*）であった。ただし、確認された大部分の農薬は耐容量が設定されていないものであった。

TDS では 300 種の農薬について検査を実施した。最も検出頻度が高かったのは DDT、馬拉チオン、ディルドリン、エンドスルファン、キノトゼンであったが、全体的に規制値よりも低い値であった。

---

● 米国連邦取引委員会（FTC : Federal Trade Commission）

<http://www.ftc.gov/index.shtml>

## 1. FTC はダイエタリーサプリメントで糖尿病の予防や治療ができるというインチキの宣伝をしていた業者を告発

FTC Charges Marketer for Making Phony Claims That Dietary Supplements Can Treat and Prevent Diabetes

10/28/2010

<http://www.ftc.gov/opa/2010/10/wsn.shtm>

インチキの疾患治療効果宣伝を止めさせる努力の一環として、FTC は根拠のない糖尿病治療や予防効果を謳うオンラインサプリメント販売業者を告発した。

製品は Wellness Support Network 社の Diabetic Pack と Insulin Resistance Pack で、内容はビタミンやミネラルや植物抽出物からなり、30 日分 76.70 ドルでオンライン販売されていた。宣伝内容は「完璧にナチュラル!」「糖尿病のブレイクスルー」「ノーベル賞を受賞した技術」などで他に消費者の体験談と称する話を多数載せている。

2. 控訴裁判所は **Supreme Greens** とコーラルカルシウム (珊瑚カルシウム) ダイエタリーサプリメントの販売業者に詐欺的広告の罰金 4,820 万ドルを支払う要求を支持

Appellate Court Upholds Order Requiring Promoters of Supreme Greens and Coral Calcium Dietary Supplements To Pay \$48.2 Million for Deceptive Ads

10/29/2010

<http://www.ftc.gov/opa/2010/10/dmc.shtm>

一裁判所はほとんどの健康強調表示に対して「根拠が全く無い」として FTC を支持

Donald W. Barrett らが、がんやパーキンソン病、心疾患、自己免疫疾患などが治るとインフォマーシャルで宣伝しており、地方裁判所が 2009 年 8 月に判決を出している。

---

● オーストラリア・ニュージーランド食品基準局  
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)

<http://www.foodstandards.gov.au/>

### 1. ファクトシート 食品中ヨウ素

Iodine in food

Page last updated: 21 October 2010

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets2010/iodineinfoodoctober24961.cfm>

ヨウ素欠乏対策のため、パンにはヨウ素添加塩によるヨウ素添加が義務づけられている。科学的エビデンスにもとづいて、オーストラリアでパンにヨウ素添加塩を使うことは安全である。

### 2. シブトラミンが含まれる製品リコール

Product recall due to presence of sibutramine

Friday 22 October 2010

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/newsroom/mediareleases/mediareleases2010/productrecallduetopr4968.cfm>

輸入コーヒーやチョコレート 3 ブランドからシブトラミンが検出されたため、リコールされている。製品名は以下の通りであり、「痩身用食品 (slimming foods)」と表示されて販売されていた。

- Moti Angel Coffee
- Sumabe Acai Berry Coffee
- Leptin weight loss chocolate

シブトラミンは、薬物としての安全性の問題からオーストラリアでは販売中止になって

いる。ニューサウスウェールズ州の保健担当チーフである Dr Kerry Chant は消費者に対し、体重管理のために痩身用製品の使用を検討しているヒトは医師に相談するよう薦めている。痩身用サプリメントやハーブレメディなどには、表示されていない医薬品成分が入っていることが知られている。

- 
- ニュージーランド食品安全局（NZFSA : New Zealand Food Safety Authority）  
<http://www.nzfsa.govt.nz/>

### 1. 生鮮食品に残留物質があるのは驚くべきことではない

No surprises in fresh produce residues

26 October 2010

<http://www.nzfsa.govt.nz/publications/media-releases/2010/2010-10-26-frsp-season-two-results.htm>

今年の食品中残留物質サーベイランス計画（FRSP）の全ての結果を手にして、健康や食品安全上の懸念は見つからなかった。

この計画は、国産及び輸入作物のうち農薬の MRL を超過しやすいものを対象にしたものである。MRL は生産者が優良農業規範（GAP）に従っているかどうかを確認するのに使われるものであるが、安全レベルという意味ではない。

今年にはバナナ、チンゲンサイ、ブロッコリー、キュウリ、ブドウ、ネクタリン、オレンジ、小麦を対象にした。バナナ、ブロッコリー、ブドウ、ネクタリン、小麦については違反はなかった。チンゲンサイについては、MRL 違反が 23 検体中 11 検体と再び多くなった。これは生産者がチンゲンサイの分類について混乱しているためで、多くの生産者がチンゲンサイを「アブラナ科の植物」とみなして農薬を使用していた。残留農薬モニタリング上の分類ではチンゲンサイは葉物野菜である。これは農薬の吸収や残留の仕方の類似性から分類されている。他に国産キュウリのメタラキシルとメタミドホス、輸入オレンジのペンジメタリンが MRL 超過だった。これらの超過については輸出国へ通知している。

MRL 超過は、安全性が損なわれたわけではないということを理解することが重要である。結果を解析した結果をもとに、我々は生産者へノウハウや正しい分類を伝える。

またキュウリからエンドスルファンが検出された。エンドスルファンは環境影響の問題で禁止されたもので健康リスクとはならず、極微量が検出されただけであるが、環境リスク管理局と共同でなぜ検出されたのか原因を調査する。

\* 調査結果の詳細 : Food Residues Surveillance Programme

<http://www.nzfsa.govt.nz/science/research-projects/food-residues-surveillance-programme/>



## 2. 作物をきれいに保つ

Keeping crops clean

2 November 2010

<http://www.nzfsa.govt.nz/publications/media-releases/2010/2010-11-02-fertiliser-and-irrigation-water-survey.htm>

NZFSA は、園芸業で水、堆肥、下水汚泥、コンポストのような天然肥料がどのように使用されているかについて新しい研究を行っている。NZFSA の専門助言者 Marion Castle は、この研究は海外の生鮮作物生産業者が直面している問題を避けて安全な野菜や果物を継続的に生産するのに役に立つだろうと述べている。国際的には汚染水による灌水や洗浄、堆肥の不適切な取り扱い、動物の排便、個人の不衛生などにより食中毒アウトブレイクが発生している。NZFSA はオーガニック及び慣行栽培で育てられた作物を調査する。生鮮または乾燥、半乾燥で食べるものを対象にする。たいていの食中毒は高温で調理することで予防できるが、全ての生鮮作物が調理してから食べられるわけではない。ニュージーランドでは生鮮作物による食中毒は希であるが海外では報告されている。同時に NZFSA は生産者のリスク管理状況についても調査する。ニュージーランドの生産者の多くは GAP を採用しており、一部の生産業者は生鮮作物生産加工に食品安全プログラムを実施している。

---

### ● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

## 1. 香港政府ニュース

上海蟹は安全性検査に合格

Hairy crabs pass safety checks

October 29, 2010

[http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2010/10/20101029\\_145440.shtml](http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2010/10/20101029_145440.shtml)

食品安全センターが化学及び微生物検査のために収去した 115 検体の検査結果は満足できるものだった。検査したのは寄生虫や金属汚染、合成ホルモン、色素、シュウ酸、クロラムフェニコールやマラカイトグリーンのような動物用医薬品などである。

検査結果は満足できるものではあったが、人々は上海蟹を購入及び摂取する場合には注意をする必要がある。輸入業者は、衛生証明書が添付され、信頼できる業者から輸入しなければならない。またバランスのとれた食生活に心がけ、上海蟹を食べ過ぎないようにする。特にコレステロールが多い卵の食べ過ぎないようにする。慢性疾患の患者は控えめに注意が必要である。

---

### ● 韓国食品医薬品安全庁 (KFDA : Korean Food and Drug Administration)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

## 1. 紅参を入れなかったにせ物 '紅参キャンディー' 摘発

2010.10.26

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&page=safeinfo&mmid=327&seq=13410>

—紅参が含有されていない又は含有量を虚偽表示した 17 紅参加工食品が総 7 億ウォン相当販売された—

食品医薬品安全庁は、原価を安くするため紅参成分を全く入れない、または表示量より少なくした紅参キャンデーなどを製造・販売した食品製造業者 5 人を食品衛生法第 13 条(虚偽表示等の禁止) 違反疑いで検察に送致したと発表した。食品医薬品安全庁は、違反企業等を検察に送致し、許可官庁に行政処分措置するように要請した。今後とも消費者を欺く行為に対する取り締まりを強化する。

## 2. 不法ダイエット製品製造・販売者摘発

2010.10.19

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&page=safeinfo&mmid=327&seq=13355>

—食品に使用できない漢方薬の麻黄を使用して 9 億ウォン相当販売—

釜山地方食品医薬品安全庁は、薬理作用が強いため食品には禁止されている'麻黄' 科 '木桶'を使用したダイエット製品(液状抽出液)を製造・販売した業者を摘発した。

※ 麻黄：専門医薬品成分であるエフェドリンを含む

同製品を検査した結果、製品 1 日 1 瓶(100ml)にエフェドリン 47~48.8 mg が含有されていた。医薬品であるエフェドリン製剤は 1 錠あたり 25mg であり、1 日許容限度は 61.4 mg である。また、同製品をインターネットショッピングモールで販売した業者と委託生産した業者を食品衛生法違反疑いで非拘束立件した。調査の結果、販売者は麻黄を食品に使用できないことは知りながら 2004 年 3 月頃から販売していた。

---

## ● シンガポール農畜産食品局 (AVA : Agri-Food Veterinary Authority of Singapore)

<http://www.ava.gov.sg/>

### 1. 中国とマレーシア産ビスケットの販売について説明

CLARIFICATION ON THE SALE OF BISCUIT PRODUCTS FROM CHINA AND MALAYSIA

20 Oct 2010

<http://www.ava.gov.sg/>

AVA が 2 年前の 2008 年 10 月 24 日に発表したプレスリリースが出回り、中国やマレーシア産ビスケットにメラミンが混入しているという懸念が生じている。これは 2 年前に公

表されたものである。その後も、AVA は、中国産の乳及び乳製品及びマレーシア産の Julie's ビスケットの輸入停止措置の解除についてフォローアップのプレスリリースを同年の 12 月に発表しており、これらは現在でも AVA のサイトで確認できる。AVA は、現在市販されているビスケットは食べても安全であることを保証する。

---

● その他

**食品安全関係情報（食品安全委員会）から**

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。）

- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、食品の残留農薬サーベイランス 2011 年プログラムについて意見書を提出  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03230230475>
- 台湾行政院衛生署食品薬物管理局、市場及び包装場の農産物中の残留農薬について検査結果を公表 <http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03230340369>
- 台湾行政院衛生署、「残留農薬基準値」を改正  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03230350361>
- 台湾行政院衛生署、「動物用医薬品残留基準」の改正草案を公表、意見募集を開始  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03230400361>
- 台湾行政院衛生署食品薬物管理局、輸入食品の検査で不合格となった食品を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03230460362>
- 台湾行政院衛生署、Stachys Floridana 抽出粉末を食品の原材料とし、使用製品に注意事項の表示を義務付けることに関する草案を公表、意見募集を開始  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03230970361>
- ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、「年報 2009」を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03231000314>

**EurekaAlert**

1. 妊娠中に魚油サプリメントを使うことのベネフィットは研究により否定された

Study rejects benefits of fish oil capsules in pregnancy

19-Oct-2010

[http://www.eurekaalert.org/pub\\_releases/2010-10/uoa-srb101910.php](http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2010-10/uoa-srb101910.php)

JAMA に発表された Adelaide 大学の Maria Makrides 教授らの研究によれば、妊娠中に魚油カプセル (DHA 800 mg/d) を摂取しても産後鬱リスクの削減には有用ではない。2005 ~2009 年にオーストラリアの 5 つの産科病院で 2,400 人の妊婦を対象にした試験であり、妊娠後期の妊婦の半数には魚油、残りの半数には植物油カプセルを与えたが、産後鬱や子どもの神経発育には有意差は見られなかった。

\*論文：Effect of DHA Supplementation During Pregnancy on Maternal Depression and Neurodevelopment of Young Children（オープンアクセス）

JAMA. 2010;304[15]:1675-1683

<http://jama.ama-assn.org/cgi/content/full/304/15/1675>

## 2. 相当量のフッ素摂取は軽いフッ素症になる可能性を増やす

Substantial consumption of fluoride increases chance of mild fluorosis

25-Oct-2010

[http://www.eurekalert.org/pub\\_releases/2010-10/ada-sco102510.php](http://www.eurekalert.org/pub_releases/2010-10/ada-sco102510.php)

－虫歯予防のためのフッ素の有用性は薦め続ける－

Journal of the American Dental Association の 10 月号に発表された研究によれば、フッ素添加水で作った飲料や乳児用ミルクやフッ素入り練り歯磨きを飲み込むことにより、相当量のフッ素を摂る小さな子どもは軽いエナメル質フッ素症になる可能性が高くなる。フッ素の虫歯予防効果は証明されており、軽いフッ素症は歯の健康や生活の質に負の影響はないため、子どもたちにはフッ素添加水やフッ素入り歯磨きの使用は推奨できる。

以上

---

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室